

シトー修道院創立と史料：シトー修道院創立史の諸 問題Ⅱ

岸, ちづ子

<https://doi.org/10.15017/2341013>

出版情報：史淵. 113, pp.147-175, 1976-03-31. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：

シトー修道院創立と史料

——シトー修道院創立史の諸問題・II——

岸 ちづ子

はじめに

シトー会を二分するに至る十七世紀の所謂 *Observantia* 論争から生れ、両陣営にとって論争の武器庫としての役割を担った初期シトー史料集成が提供する諸テクストの内、会憲 *Carta Caritatis* (CCと略記)と創立史 *Exordium Parvum* (EPと略記)とは、一九四〇年代以来原初テクスト再検討の対象となってきたが、その最初の総合的成果のひとつが昨年、改革シトー会に所属する二人の修道士研究者によって刊行された¹⁾。シトー最古史料集と題するこれは、(一)FP、(二)CCプリオール+カリクストゥス二世教皇文書、(三) *Exordium Cistercii* (ECと略記) + *Summa Cartae Caritatis* (CCプリオールのレジヌメ) + *Capitula* の一九七二年迄に発見された全手写本の照合に基づく校訂テクストを提供するものである。この配列自体既にこれら諸史料に対する刊行者の評価を物語るものであるが、最もドラスティックに諸史料の評価を転覆させた *LeEvevre* 説²⁾ に対して、守旧的傾向がかなり強い。

LeEvevre の、ECこそがシトー創立史に関する原初テクストであるという主張は、主としてEP及びEC各々が含まれる一写本全体の成立年代を根拠としていたが、筆者は現段階の写本状況では、写本自体の年代のみを両史料の後関係を判定する決定的要素とすることには無理があると考えるに至った。現在発見されている手写本の内、ECを伝える最古のトリエント本は、一一四〇年以前に成立したとみる点で諸家は一致しているが、EPを含むライバッハ本の年代については一致した見解が存しないからである。この写本は、EP・CCプリオール・カリクストゥス文書・

シトー会総会決議集成・シトー会慣習律 (*Ecclesiastica officia Cisterciensis Ordinis*) で構成されている。写本の年代を慣習律の聖人祝日典礼規定から LEBEVRE は一一五二年以後としているが⁽³⁾、その他の文書類が一一五二年を遡らないとは言えず、カリクストウス文書はもとより CC プリオールも、同年エウゲニウス三世の認可を受けたものと思われない⁽⁴⁾。現行会憲 (CC ポステリオール) 成立後十五世紀に至っても CC プリオールは筆写され続けており、現存する最古の写本がその時点での最新の CC を写したという保証はないのである。この事情は EP 及び EC についてもあてはまる。

かくして EP と EC とのテキストをそのまま受取る場合、EC が EP のレジユメであることは明白であると思われる⁽⁵⁾。EC-II の叙述順序は EP と対応し、更に文書類への言及もパラレルである。とは言え EC-I と EP との叙述の差異を「とるに足らない相違」⁽⁶⁾として無視することは出来ない。何故ならば、その差の本質をなすモレーム修道院とロベール修道院長とに対する評価の乖離は、*Exordium* 以外の十二世紀諸史料において更に増幅されていくからである。以下本稿は一〇九八―九九九年の草創期についての諸記述を比較検討し、その実体を覗うと共に、EP 及び EC の成立年代と成立の動機についてひとつの私案を提出しようとするものである。なお本稿では、EP 第15章から生ずるシトーの修道改革プログラム及至指導理念の問題には一切触れなかった。これらは夫々シトー修道慣習律と、同時代の隠修士活動を含む所謂修道改革運動との関連において論ぜらるべく別稿の課題としてと考えるからである。

- (1) J. de la Croix BOUTON & J.-B. VAN DAMME, *Les plus anciens textes de Cîteaux, Sources, textes et notes historiques, (Cîteaux-Commentarii Cistercienses, Studia et documenta, vol. 2)*, Achel, 1974.
- (2) J.-A. L'ÉVÈVE, *Que savons-nous de Cîteaux Primitif?* *R. H. E.* 51 (1956), pp. 5-41.
- (3) ID., *La bulle Apostolicae sedis pour Cîteaux avait-elle une souscription longue?* *Rev. Benedictine*, 74 (1964), pp. 114-116.

(4) 修道会総会出席免除事項の差による。

(5) EP については拙訳『史淵百十輯(昭和48)一七五―二〇一頁を、EC については本稿末尾・補註「EC の邦訳」の

参照を願ふ。テクストは前記史料集、pp. 111—114.

(9) BOUTON & VAN DAMME, *op. cit.*, p. 18.

I

1 EP、ECの外にシトー創立を多少とも詳しく物語る記述史料としては、十二世紀前半に限れば、オルデリック・ヴィタルの「教会史」第八巻とマームスベリのウィリアムの「イングランド諸王事蹟」第四巻があるのみである。オルデリックの記述は当該箇所に関する限り一二三六年に書かれたと言つて良いし、またウィリアムのそれが一二一年の情報によつてゐることは確実である。⁽²⁾ 両者共にシトー創立前史にあたる、モレーム修道院での修道生活慣習をめぐる論議の叙述に大きなスペースをさいている。オルデリックにあつては「数年の間戒律を熱心に精読した後」、「戒律から右にも左にも逸脱せぬように」、「文字通り」に遵守することを提案するのはロベール院長である。彼の提案と、従来の慣習を擁護する修道士の反論とはいづれも、一二二年以後クレルヴォー修道院長ベルナルとクリュニー修道院長尊者ピエールを各々代表的論客とする所謂シトー・クリュニー論争を通じて周知のものとなつた両オルドーの見解を彼なりに写したものである。⁽⁴⁾ それ故にロベールが、十分の一税によつて代表される従来の修道院財源を否定して「手の労働」を勤め、衣・食生活の面において顕著な、戒律の記述にない慣行の追放を公式論的に語らせられているのに対し、クリュニー系修道士であるオルデリック自身がその見解を共有する反論の方は、はるかに雄弁である。その要点は、(一)戒律は風土の差異を考慮した自由裁量を許している。従つて戒律の実施細目として多様な修道慣習が生ずるのは当然である事。(二)修道士の社会的任務は専ら靈的活動にあり、神の礼拝のみが修道士の労働として果さるべきものである事。(三)十分の一税、教会収入等は、在俗教会のみならず、神の奉仕者としての修道士にも認められた財源である事。(四)以上全てを通じて現行慣習は、過去の修道生活の実績を基礎として確立したものであり、就中クリュニー

ヤトウールで行われている慣習であり、まさにその故に一層堅持すべきものである事。最後にこの反論は当時の価値観に忠実に、慣習化されているが故に正当な現在の修道生活を棄てて、「無謀にも新しきに加担する者」に対する呪詛でしめくくられている。オルデリックがこれを書いた当時には、既に前記の論争は両オルドーの頂点に関する限り終結し、クリュニーは改革の方向に向っており、オルデリック自身も出席した一一三二年のクリュニーの改革大集会を経て、尊者ピエールの「規約」(一一三八年)となつて結実する。それ故にシトーへの敬意と賞讃は惜しまれてはいないが、ともすればそのリゴリスムが皮肉の対象となつているのがオルデリックの叙述の特徴である。

他方ウィリアムが「イングランド諸王事蹟」の中でシトーを紹介した動機は、同郷者エチエンヌ・ハーディングの功績を讃える為であり、従つて創立の主役は専らエチエンヌである。ローマ巡礼の帰途、「モレームという新しい大きな修道院で剃髪を受けた」エチエンヌは、当院の修道慣習は戒律にその根柢を持たないと指摘し、これをめぐつて「何度も会議が行われ」、「戒律の作者の意図を捜しあてる」為の委員が任命される。その報告は、既にエチエンヌの「言葉をよしとし」ていたロベール院長に確信を与え、彼は「心から修道士全員が同意するように勧めたのであるが」容れられず、「それ故に彼等はシトーに來た。」⁽⁷⁾ところが「時が経つにつれて、大事に育てられたこの人物は後悔」し始めた。「彼の意向を、モレームに残つた修道士達は、言葉でだか手紙でだかよくは分らないが知るに至り、ちよつとした奸計を弄して、教皇への服従という形式で修道院へと連れ戻した。……彼は恰も迷惑な懇願に倦み疲れたといわんばかりにして」モレームへと歸つた。⁽⁸⁾オルデリックによればこの帰還は、「牧者を失つた」モレームの修道士の請願を容れて、教皇が直接帰還命令を下したのであり、ロベールは「かくの如く強制されて」歸つたのである。⁽⁹⁾

ウィリアムの記述は明らかにロベールとモレーム修道院について極めて低い評価しか与えていない。彼の記述は、シトー創立をウィエンヌ大司教が援けたとする誤りなどを含んでいるが、彼の主人公エチエンヌの経歴について、シトー系史料にすらない詳しいデータを伝えており、しかもそれらは正確である。⁽¹¹⁾この記述が彼自身の目撃情報であ

るとは思われないが、シトーはイングランドとローマを結ぶ往還に位置しており、彼の情報提供者がシトーの宿泊施設の客として、エチエンヌから直接情報を得た可能性は非常に高いのである⁽¹²⁾。我々はさし当り、ウィリアムの記述は、一一二一年当時のシトー修道院における、そしておそらくはエチエンヌ自身における、ロベール及びモレーム修道院に対する敵意の存在を証言していると解しておきたい。

2 十二世紀後半以後の諸記述は、年代記類の極く短い記載を別にすれば、ほゞEC、EP、オルデリックを史料として書かれたことが明白であるが、この内、*Exordium Magnum* (EMと略記)と、通称「ギヨーム・ゴデルの年代記」とは特に注目に値する。EMの第一巻は後にエーベルバツハの修道院長となるコントラートがクレルヴォーの修道士であった時期に(一一七九—一九三年)書かれた⁽¹⁵⁾。一方伝統的にリモージュの聖マルシャルの修道士ギヨーム・ゴデルに帰せられてきた年代記は、イングランド出身で一一四四年シトー会修道士となった人物によって一一七三年迄に書かれた⁽¹⁶⁾。その記述はサンス地方の情報に豊かであることから、作者はポンティニイの修道士であった可能性が強い。これが注目を惹く所以は、ECに拠りつつロベールとモレーム修道士に好意的な叙述をしている事と、シトー創立を語った後は、クレルヴォー及びポンティニイの情報へと移って、シトーの一一二一年以後をフォローしていない点、及びこれ自体が他の諸年代の情報源となっていることである⁽¹⁷⁾。ここではロベールは二度に亘って「シトー初代修道院長」と呼ばれ、彼の帰還については「この年に、モレームとシトーの双方の初代院長であったロベルトウスは、モレームの修道士達の疲れを知らぬ陳情に従い、ローマ教皇に強いられて……呼び戻された。」⁽¹⁸⁾とされる。更にこれを抜き書きしたトゥール年代記は「疲れを知らぬ」を「涙を誘うような」と書き換えている。かかる親モレーム的記述は、特にロベールを初代院長とする点について言えば、十二世紀のシトーが採った公式の立場とは異なる。我々はこの作者自身の判断をみるよりも、むしろ作者が生きていた親モレーム的なミリュウを想定し、おそらくこれがそのミリュウの共通了解事項であったと考えたい。

他方ECとEPを用いつつ、全く相反する叙述を残しているのがEMである。その創立史の執筆動機は「黒衣の会の修道士達、就中ドイツ諸地方に住む彼等が……我等の聖師父達が自らの修道院長の意志に反する中傷と不服従によって、モレーム修道院から出奔したのだと断言して、我々の聖なる修道生活オールドを貶めるのをやめない」からであり、「彼等の嘘が如何に恥知らずであるか」を証明する為である。⁽¹⁹⁾これはかなり戦闘的であると言わざるを得ず、その意味で創立史を語る部分は、フランスより少し遅れて舞台をドイツ、イングランドに移して燻り続けたシトー・クリュニー論争の産物のひとつである。⁽²⁰⁾彼の作品は、ロベール批判の激しさの故に、一二二二年シトー会総会が、列聖されたロベールを正式にシトー初代修道院長と認める決議を採択した後、少くともフランス内の写本では削除を蒙った。⁽²¹⁾削除は一卷14章、ロベール帰還問題の処理を教皇使節に命じたウルバヌス二世文書（EP第6章）から始まる。これは帰還が強制的でなく彼に選択の余地が残されていたことを示すからであろう。削除された第15章は、EP第7章の裁定通知書を写しているが、その後にはコメントを付けて言う。「かくしてこの院長は荒野の恐怖と不毛に倦み、同時に以前の榮譽と快適さとを、けしからぬことに忘れられず、教皇から遣された書簡の文面に従えば、隠者の清貧を愛していたかのように自らを弁明出来るので、如上の全てを承認し且つ行った。」⁽²²⁾続いて、全員がかかるロベールに従ってシトーを去らなかつた事は服従義務違反を構成しないと主張した後、「一体かの地上的生活の詔いに充ちた快適さが如何にたかくついたかと言うと、その誘惑に乗ってかの院長が荒野の苛酷さを棄て、堅忍の徳を失い、……結局このことだけで、もし彼が堅忍を守って不徹底の道へと踏み誤まっていなければ必ずやシトーの聖なる修道生活オールドの初代の院長、献身的な制定者、また尊ぶべき創始者と言われ、またそれに値したであろうに、彼が神の恩寵の特典を失ってしまったということに疑いはない。」⁽²³⁾ときめつけている。削除は第20章冒頭部、即ちEP第17章アルベリックの死の記事までに及び、その結果「初代」ロベールの帰還の記事が「第二代シトー修道院長ステファヌスの選挙」（EM第20章標題）に直結するように行われている。⁽²⁴⁾

以上の如く、シトー創立については、十二世紀を通じて、反ロベール・反モレームの立場にたつ叙述伝統と、両者を評価する記述の流れとが併在していた。この二つの伝統はEYとECにおける評価の差をそのまゝ継承したものと考へられる。

- (1) ORDERICI VITALIS, *Historiae ecclesiasticae libri tredecim*, lib. VIII, XXVI, ed. A. LE PREVOST, III, pp. 434-446. 前該箇所成立年代は「*Am fere XXXVII anni sunt, ex quo Robertus abbas... Cistercium incoluit.*」であり一三二六年。《*et in tantillo tempore... tanta... copia confluit, ut inde LXXV abbatia consurgerent*》に拠れば一三三五年であるが、おおよく概数であらうから採用できない。文中に言及された修道院の内最も新しきものが一三三六年十月に創立された一〇六番目の *Domus Dei* (現在の *Norriac*) であるから一三三六年で矛盾しない。第八巻全体の成立は二つとも一三三六年と考へる。Cf. H. WOLTER, *Ordericus Vitalis, Ein Beitrag zur Kluniazensischen Geschichtsschreibung*, Wiesbaden, 1955, pp. 69-70.
- (2) WILLELMI Malmesburiensis monachi, *Gesta regum Anglorum*, lib. IV, § 334-337, P. L., 179, col. 1286-1290 (*diapris* l'éd. de HARDY, 1840) 情報自体の年代は「*Stephanus... cuius quanti sit meritum testantur abbatiae sexdecim iam per eum factae, septem coeptae.*」とあるのが手がかりであるが二通りに読むことが出来ようである。即ち現在16の修道院があり、17番目が創立されたばかりであるのか——この場合一一二一年七月、或いは16修道院の内特に7つがエチエンヌによつて創立された。つまりシトー直系の娘修道院であるのか——この場合同年六月となる。後の解釈の場合シトー直系は実には8修道院を数えるのであるが、第七番目の娘修道院ボンヌヴォー(又はボンヌヴァル)の創立の事情を考えると二つ二つ数々の固執が説明されるからむしろ後の解釈をとりたい。註(10)参照。
- (3) LE PREVOST, III, pp. 435-441.
- (4) シュー・ソリトリー論著のD. KNOWLES, *Cistercians and Cluniacs: The Controversy between St. Bernard and Peter the Venerable, The Historian and Character*, Cambridge, 1964, pp. 50-75.
- (5) LE PREVOST, III, p. 442 《*qui sancti decreverant regulam Benedicti, sicut Iudei legem Moysi, ad litteram servare penitus*》, p. 445 《*Multi nobiles athletae et profundi sophistae ad illos pro novitate singularitatis concurrerunt...*》, p. 446 《*Mixti bonis hypocritae procedunt... et populis ingens spectaculum efficiunt*》 etc.
- (6) VIII, § 334, P. L., 179, col. 1287 《*De qua hic loqui suscepti operis non videtur contrarium, quod ad Angliae gloriam pertinet, quae talem virum (scilicet Stephanum) produxit qui huiusce religionis fuerit et auctor et mediator.*》
- (7) VIII, § 334, 335, P. L., 179, col. 1287-1288.

- (8) VIII, § 337, *ibid.*, col.1289.
- (9) Le PREVOST, III, P.443.
- (10) 《Ibi (scl. *abud Cistercium*) suffragio archiepiscopi Viennensis, qui nunc apostolicus est, memorabile et omni seculo venerabile opus coeparant》*ibid.*, col. 1288. マリユ言及されてゐるのはウイエンヌ大司教を経て教皇カリクストマス二世となつたギエであり、この箇所は執筆年代の下限が彼の歿年一一二四年であることを示している。この人物は一一一七年、ウイエンヌ大司教時代に教皇使節としてティジョンで公会議を主宰した掃途シトーに立寄り、彼の管区にシトーの娘修道院を建設するに努めた。その結果シトー直系の七番目の娘修道院ボンヌマヨールの創立(一一一九年七月)をみた。MARILLER, *Chartes*, n°62 bis, p. 204, n° 65, pp. 78-79. *Vita Johannis episcopi Valentinianni*, ed. MARTENE & DURAND, *Thesaurus*, III, pp. 1693-1702. 又一一九年シトー宛教皇文書を発行してあり、彼のシトーに対する好意と援助はシトーその周辺で評判となつてゐたろうことは想像に難くない。従つてこの誤解はかえつて情報提供者が直接シトーを訪ねた旅行者であつたか否かを物語るものと考へられる。註(2)の誤解を生じたであらうと推測される。
- (11) 出生から大陸に渡るまでの経歴の正確を、C. OURSEL が立証している。前掲拙訳 200 頁、註(一)参照。マリユの勉学、ローマ巡礼からモンローに入る途にこの間は彼の親友であり、しかもモンローに留まつてモンロー傘下のシュレイ・ジャンソンの prieur となつたユエールの伝記で確かめられる。 *Vita sancti Petri Juliacensis Prioris*, P. L., 185, col. 1257 sqq. 更にユエエンヌ自身ガシャールモン修道院長に宛つた書簡の中での経歴が述べられてゐる。《Ego monachus vester fui et in baculo meo mare transivi...》MARILLER, *Chartes*, n°88, p. 91.
- (12) マリユ VIII, § 337, P. L., 179, col. 1289. 《Hinc palam praeclari vultus gaudium, hinc clam illud desuper veniens irriguum; quia incolatum istum fastidians, patriam continuo amore desideret》マントナンを去る旅人ユエエンヌの動機が述べられてゐる。この書簡を聞かぬと、ユエエンヌの経歴は、
- (13) *Annales S. Benigni Divionensis*, MGSS., V, 43; *Annales Blanchienensis*, MGSS., V, 28; *Chronicon Turonensis*, HF., XII, 373; *Historia regum Francorum*, lib. III, H. F., XII, 218; *Anonymi Chronicon*, H. F., XII, 119; *Chronicon Elmouensis S. Amandi*, H. F., XIII, 453; *Chronicon Lobienis*, H. F., XIII, 581; *Bernardi Iteri Chronicon*, MGSS., XXXVI, 435; *Gaufredi de Colone Chronicon*, MGSS., XXXVI, 616; *Bernardi Gremifanensis Histria*, MGSS., XXV, 670; *Annales Mellicensis*, MGSS., IX, 553; *Chronicon Cluniacensis seu venerabilium abbatum Cluniacensis Chronologia*, HF., XII, 313; *Chronicon S. Victoris Massiliensis ad cyclos paschales*, H. F., XII, 348; *Chronicon Richardi Pictaviensis*, H. F., XII, 412; *Chronicon Lyrensi*, H. F., XII, 776; etc.
- (14) 凡そ系譜トランスール Sieberit Ganblacensis *Chronicon*, *auctarium Mortui Maris*, MGSS., VI, 463-464 以下

メール修道院(一三三〇年に併合されたノルヴエー系統のメール修道院)と一五五五年に建てられたサンクトルネー
作記の一〇五六年の条に由一・II全文と由第15章を収録している。 Helinandi Frigidi Montis monachi, *Chro-
nicon*, P. L., 212, col.990-991. そのほかの抜粋書は、アムステルダムから抜粋された書物に併記している。 *Chronicon
Sithense*, MARTENE & DURAND, III, 596-597 と *Vita Sancti Bernardi* を用いた。 *Chronicon*、由第15章と第5章は、*Caesari Heisterbacensis Dialogus Miraculorum*, Lib. I, cap. I (extract, *Gallia Christiana*, IV, 982) と *Chronicon
quod dicitur Willelmi Godelli*, H. F., XIII, 673-674.

由第15章と第5章は、*Exordium Magnum*, Dist. I capp. XI-XXI (=EP. I-XVI) と *cap. XXIX* (=EP. XVII) 'ed.
GRIESSER, pp.63-79,86. したがって同書に由一と *Cap. X* を併用し、また由一と *Cap. XXIX* と併用して用いた。
20。

本邦に引くのは、Roberti Abbatis (+1186) de Monte S. Michaelis, *Tractatus de immutatione ordinis
monachorum*, H. F., XIV, 381-383 と一五三三年の書物に引く。

- (15) 上記のコンラートが他の部分に大體に依拠した *Herberti Liber miraculorum* (P. L., 185, col.1273 sqq.) の成立は、
限はコンラートがノルヴエーからアムステルダムに移った推定年(1186-1193)に限る。由第15章の内部を
ノルヴエー時代の作と見れば、第一巻の初期に成るべきである。 Cf. GRIESSER, pp.
32-34.

- (19) MOLNIER, *Les sources de l'histoire de France*, Paris, 1902, II, p. 316-317. 及び HOLDER-EGGER の註 *MGSS*, XXXVI,
195.

- (17) Roberti canonici S. Mariani Autissiodorensis, *Chronicon*, H. F., XII, 290. 及び *MGSS*, XXVI, 288 sqq. 及び *Chro-
nicon Turonense*, H. F., XII, 467.

- (18) «Hoc eodem anno Robertus abbas tam Molesmensis quam Cisterciensis, cogente Papa Romano propter querelam
infatigabilem Molesmensium monachorum, revocatus est...» H. F. XII, 673. «... cogente Urbano papa, ad lacy-
mabilem querelam... revocatur.» H. F., XII, 467.

- (19) EMLI, ch. X, «Monachi... nigri ordinis, maxime in provinciis germaniae degentes... sacro ordini nostro
derogare non cessant asserentes sanctos patres nostros cum scandalo et inobedientia contra voluntatem abbatis
sui de Molesmensi coenobio egressos fuisse. Quorum quam sit impudens mendaciam subsequens narrationis
textus rem gestam enucleatius pandans manifeste declarabit.» ed. GRIESSER, p.61.

- (20) 同書「*Chronicon*」一五三三-一五三四年の條に *Dialogus inter Cluniacensem monachum et Cisterciensem de
diversis utriusque ordinis observantiis*, MARTENE & DURAND, *Thesaurus*, V, 1571-1654. 一五三三-一五三四年の條に引く

十二世紀末、ウォルター・マンプの *Liber de Nugis curialium*, Dist. I. 24, MGSS. XXVII 64-65. 外 J. LEBERCO, Nouvelle réponse de l'ancien monachisme aux critiques des cisterciens, *Recueil d'études sur Saint Bernard et ses écrits*, 1966, Roma, pp. 69-85. を参照。

- (21) EMの校訂テキストの編者 GRESSER は、これが意図的削除であるとは考えない。現存する10写本の内7写本は、オリジナルである可能性の高いエーベルハッハ本をはじめとして全てドイツ出自で、削除のない完全本であり、3本のみが完全本の I・14-19章を欠いている。GRESSER はこれら3写本の原写本の存在を仮定し、その原写本における無作為的な紙葉の脱落を想像している。彼の仮定と想像の根拠は、もし削除がロベール批判の部分の抹消を意図したものであれば、せいぜい15章までで目的が達せられたはずであるのに、19章までを削除することによって、アルベリック在位期をも抹殺してしまう結果になったのが不自然だとするからである。しかし削除は実は、ロベールへの非難の除去と共に、「初代院長ロベール」の復権をも意図してしたのであるから EMの言う「初代アルベリック」の痕跡を消すことは、完全に合目的である。問題の3写本はフランス・ベルギー出自であり叙上の処理に地方差があったと考える余地は none。GRESSER, pp. 10-11, 18-20.

- (22) «Itaque abbas ille horrorem et vastitatem heremi pertaesus, pristini quoque honoris et commoditatis male memor, cum secundum tenorem litterarum, ab apostolico missarum se excusare potuisset, si heremiticam paupertatem dilexisset, cuncta quae supra dicta sunt, laudavit et fecit.» ed. GRESSER, p. 68.

- (23) «Quanti enim fuit male blandiens illa temporalis huius vitae commoditas, . . . qua illicito abbas ille squalores heremi declinans, sustententiam perdidit, ut pro his tantum gratiae Dei praerogativam perdere non dubitaret, qua Cisterciensis ordinis primus abbas, devotus institutor et auctor reverendus dici et esse meruisset, si sustententiam retinens in vias tepiditatis non declinasset?» *ibid.*

- (24) 削除されたテキストをめぐって写本の分布のチャート(モン・P. L., 185, col. 1010, d'après l'édition de B. TISSIER, *Bibliotheca Patrum cist.*, 1660.) を参照。

II

EPに於いて最も直載にモレーム修道院を貶める記述は、第11・12・13章、即ちパスカリス二世の特権状発給申請に際して二名のシトー修道士がローマに携えて行ったとされる三通の推薦状にみられる。これら三通は MARILLER によれ

ば、実物のコピーであるよりは、EP作者の創作である可能性が強い⁽¹⁾。特に文体比較に耐える丈の分量の書簡が残っているリヨン大司教ユークのその場合、明瞭な文体の相違が指摘されており、シトーにコピーが残る得るチャンスも最少い。EPの作者はおそらくこれらを、EP第2・7・14章の諸文書を援用して書き、客観的証言の名を借りて、彼自身の感情を吐露したものとみられる。

一方EC—Iは、まず精神面・物質面でのモレームの繁栄から筆を起す。「所有物と徳との結びつきは永続しない」という言葉も、物質的繁栄が徳の減退をもたらしたという非難を暗示するといふよりは、一般的真理としてしか用いられていない。モレームを出ようとした人々を動機づけたのは、当修道院では戒律が「彼等の願望と意図ほどには」実践されていないという不満であり、これは即ちモレームの採る修道慣習律に対する不満であった⁽²⁾。モレームの修道士共同体は、それを遵守して「聖らかに且つ真摯に」生活したのであり、且つそれはモレーム創建当時、最高の讃辭で飾られていたクリュニーの修道慣習の系列に属していた。モレームはその意味で「改革修道院」のひとつだったのであり、一〇九五年のウルバヌス二世の特権状は、一一〇〇年シトー宛パスカリス二世の特権状にみられる如き称讃と激励のフォルミュールを有している⁽³⁾。又当時のモレームの修道生活面での活力は、一一〇〇年迄にラングル司教区だけでも最低10分院を擁していた事からも推測出来るが、更にその胸中からシトー修道院の先行例ともいべきオールプ修道院を生み出した。その創立の際にモレームで作成された文書によれば、オールプはモレームの⁽⁴⁾ *origo* であつたが、当地を守っていたギー以下数名の修道士が「神の靈感をうけて我等の聖師父ベネディクトゥスの掟に、より厳正に依拠せんと願ひ」、修道院として独立することを希望し、修道院会議の審議を経て、その要求が容れられている⁽⁵⁾。この文書の作成目的は、かくして独立したオールプに対し、モレーム修道院の主席権と院内紛争についての上級審査権とを留保する協定の締結を記録する事であった。この協定は一方の当事者がロベールの賛意によるものであり、前述の審議は彼の主宰の下に行われたのであつたから、オールプ創立の経緯は、これがロベールの賛意によるものであり、同時に彼の見識の

高さをうかがわせるものである。しかし「戒律の文字通りの遵守」という発想は彼に由来しないし、その意味でシトー創立における彼のイニシアティヴを、オルデリックの叙述の如く彼に帰することは無理であると言わざるを得ない。この協定の証人の中には副院長アルベリックの名が見え、又起草者「修士ステファヌス」はエチエンヌ・ハーディングその人に比定されうる。彼はこの協定に至る論議に参加し、おそらくそれを最も良く理解していたからこそ起草者とされたに違いない。シトー創立におけるエチエンヌのイニシアティヴを語るウィリアムの叙述は、そのイングラッドお国自慢を割引いて考えても、ある程度傾聴に値する。とすれば追隨者とは言わななくても、おそらくは共鳴者であつたらしいロベールへのシトー創立者達の不信は、ロベールにとって芳しからざる「性癖となつた軽兆」の語を削除せずにリヨン大司教の裁定書(EP第7章)を再録せしめるていのものであつたと判断できよう。

ともあれモレーム修道院の盛況を伝えるECの叙述は客観的である。しかしECはロベールの帰還が教皇命令によつて強いられたものであるとし、且つ又、その取捨のためにパスカリス二世の特権状を必要としたモレームとの紛争の事実を推測させる痕跡すら残していないという点で、むしろ顕著に親モレーム的である。同時にECには、事実の模範的側面のみを採つた教訓的叙述姿勢が感じられてならない。他方EPは、その序文でも既に明らかな如く、法になじんだ人物の編纂物である。その意味で、EPにおける「荒野」heremusの用法と、EP第2章リヨン大司教の創立認可とは特に検討を要する。

1 EP・EC共に、シトーの地について、これがブルゴーニュ侯の提供によるものであるとし、この地をheremusと呼び(EC—II冒頭、EP第3・7章)、その描写を加えている(EC—I末尾、EP第3章)。この語と描写とは、シトーの地が人間の居住地でなく、入植されていない荒蕪地であつたことを印象づける。年代記類の証言もこれ以上のものではない。しかし我々はシトーの創立文書によつて、この土地についてはかなり詳細なデータを得ることが出来る。この文書はMARIETTEによつて一〇〇〇年末に作成されたと推定されているが、ポーヌ副伯ルナルの名に

よつて出された一〇九八年以来の五通の関連文書を便宜的に一通の覚書ノ、チイ、チイ、アにまとめたものである(7)。まずルナルとその一家は「彼等と彼等の祖先の罪の赦しの為に」新修道院長と修道士に「古来シトーと呼ばれてきた彼の世襲地から、修道院と修道院の作業場を建設する為に、又耕作を行う為に、…必要な分量を提供した。」(8)その後彼等はそれを正式に贈与し、所有権を放棄した。その際彼は「彼が保有してきた同地の教会堂を、それが神のみの所有権に属するにも拘らず、彼は俗人であるので、修道院長と残余の修道士達が彼自身の手からそれを受けける方が如何にも相応しいので、彼はそれを手放し、今後一切の所有権を放棄して、…修道士達に…委ねた。」(9)「その時ルナルが留保せんとした彼の土地の残余の部分」については、ブルゴーニュ侯が、年額20スーとポーヌ領内に侯が所有する葡萄畑を代償としてそれを譲受し、新修道院に贈与した。(10)この時点で「シトーと呼ばれる土地」はほぼ修道院の所有に移ったが、しかし完全にではなかった。ルナルは、「修道士達の耕地から離れた所に」彼の領民の為に「彼等自身の耕作用として、彼等にとつて十分な分量」の土地を領民と共に留保したからである。(11)その後「新修道院が献堂された時」即ち一〇九八年末、木造の所謂シトーI教会堂の献堂の際に、上記の全贈与はシャロン司教によつて確認され、ブルゴーニュ侯は同時に「修道院に付属している森林においても、その周囲の彼の所領においても、完全な使用权を彼等に帰属せしめた。」(12)従つて創立当時のシトーの地については次の如く結論づけられ得る。(一)ポーヌ副伯ルナルの所有地であり封建関係の及ばない土地である。(二)贈与の性格は所謂 *franche aumône* であり、従つて全ゆる種類の負担の対象とならない。(三)既存の教会堂への言及は村落の存在を推定させる。(四)森を伴った耕作可能な土地であり、現に一部に農民が居住しており、彼等は居住し続けた。

現在この地はシトーの森と呼ばれ、所謂ブルゴーニュ低地地方に属し、コート・ドールとは対照的な森がちの小麦地帯である。シトーの創立期には既に、森の縁辺部の村落が耕地を求めて森の空閑地へと渗透し始めていたのである。(13)

EP・ECの描写はこの検討をまつまでもなく実は修道文学伝統につきものの、聖書に典拠を求めうる常套表現で

ある。ECC—I 末尾の *locum horrois et vastae solitudinis* は、ベネディクトゥス戒律13章が毎土曜日の朝課で誦えるべく命じている申命記の讃歌の一節そのものである。修道士が極めて自然にこの親しい言葉を頻繁に用いてきたことは *ECLERCO* が拾い出した用例が証拠だてる。⁽¹⁴⁾ EP 第3章の一見具体的にみえる表現は、常套句にまつわりつく視覚的イメージを敷衍し潤色したものに外ならない。

ECLERCO は *heremus* も同様に修道院の場所を示す語として好まれ、多用されたことを指摘している。この指摘それ自体は正しいとしても、⁽¹⁵⁾ EP におけるこの語は文学的常套句として片付けてしまえない側面をもっている。何となればこの語は、一〇九九年のウルバヌス二世書簡 (EP 第6章) に見られ、EP 叙述部分の「*heremus* を愛する」(EP 5章)、「*heremus* を好まぬ」(EP 7章) という表現の源となっているが、書簡と叙述部分とはコンセプションを異にしていると考えざるを得ないからである。ウルバヌス書簡の *heremus* は、おそらくモレームの修道士が教皇に語った陳述に基づいており、*monasterium* 及び *coenobium* と対置されている。この対置はベネディクトゥス戒律第一章の修道士の分類を当然想起させる。戒律第一章は、修道士の四つの種類の第一に *monasterium* に住む *coenobia* (共修道士) を、第二に *heremus* (住む *heremita* と *anachoreta* (隠修士) を挙げ、これらを「忌むべき」他の二種類と区別している。この第二のものは「共同体を離れ、荒野の孤独な戦いに赴くに充分なる者」⁽¹⁶⁾ である。モレームの修道士の陳述によって教皇が了解したロベール以下の修道士は、おそらくこのような存在であった。⁽¹⁷⁾ 従って教皇書簡の中の *heremus* とは、*coenobia* の *monasterium* に対応するステイタスの象徴である。この語は、一件を処理したりヨシ大司教の書簡 (EP 第7章) にはみられない。彼は問題の修道士の集団が教会法的に適法な手続きを経て創立された *abbatia* (ついで *monasterium* である) とを熟知していたからである。一方、EP に於いてはウルバヌス書簡の「*heremus* を好む者達」を「*heremus* を好む修道士 *monachi*」とし、この語はステイタスと対応せずに、欠乏状態、厳しさの象徴へと意味を変えている。更に「*heremus* を好まない者達」に至っては、この語は文脈上、暗に安易な生活が行

われる場所に対する対義語となっている。EPの叙述はこの点で、先に引用したEMの、帰還するロベールに対する厳しい非難を自然にひき出させるのである。

2 リヨン大司教の創立認可文書の本文は、ロベール以下七名のモレーム修道士に対し、戒律の実践を勧め、命じ、確認するという内容しか持っておらず、この点では修道院設立認可としては極く一般的なものである。しかしこの主文を導く告知部ノティフィカチオはEP作者にとつてより重大な意義を持っている。内容は、リヨン大司教が聴取した修道士達の希望とそれを容れた彼の判断とから成っており、要点は、モレームでは戒律遵守が達成不可能であり、それ故に彼等がモレームから「他の場所へ」移ることを大司教がよしとしたという点である。

一般に修道士が「他の場所へ」移ることは禁止され続けてきたことである。都市を徘徊し修道院を渡り歩く修道士は教会当局の取締りの対象として、公会議決定が禁令を繰返し発し続けていた¹⁸。その効果はともかく、修道生活に身を委ねるといふ行為が生涯を通じてその身分を堅持し且つその身分を得た修道院に死ぬ迄定住する義務を生ずるといふ考え方は、遅くとも六世紀には既に一般的であり、聖ベネディクトゥスは修道誓願の中心にこの義務 *stabilitas* を挙げた¹⁹。以来十二世紀迄、修道誓願をたてた修道院への定住 (*stabilitas loci*) は服従義務と並んで誓願フォルミユールの二大要素であり続け、戒律註釈者達はこれを強調し続けた。後にこの義務の解釈は修道活動の形態変化や領域拡大に応じて現実に順応し、十三―十七世紀を通じて、修道者身分と修道生活の堅持こそが本質であつて、場所への定住は二義的とされ、修道誓願は周知の三要素、服従、貞潔、清貧で構成されるようになっていく。シトー創立の時点では、定住義務は修道士の行動を規制し続けていたが、この義務は個別的には免除の対象となることがあつた。伝道、布教ないし巡歴説教を行う者、また司教位等教会の要職にあげられた修道士のケースがこれである²⁰。しかしここでシトーの創立に係ってくるのは、教会改革の為の免除特例である。八九五年「教会の規律の再建の為に」トリブルで開かれた公会議のカノン26は言う。「誰か修道士が、魂の利益の為に或いは多くの魂の利益の為に、司教・修道院長お

よび修道士達の同意に基づき、彼の修道院を出で、他の修道院に入らんと決意したる場合には、我々は同意し且つ賛成するものである。⁽²²⁾更に九三一年教皇ヨハネス十一世は、当時の修道院改革の旗手クリュニーに、規律が弛緩した他の修道院から逃れてくる修道士を受け客れる特権を賦与している。⁽²³⁾かかる定住義務に対して設けられた免除ケースは、出発の際に司教・修道院長等の許可を要し、現在所属している修道院が墮落している事、目的地がより規律の秀れた修道院であることを条件としている。更に目的地が既存の修道院でない場合、修道院の創設が問題となるが、教会法は管区司教の許可を四五一年カルケドン公会議以来その不可欠の要件としており、この原則が揺らいだことは一度もない。⁽²⁴⁾

問題の書簡の告知部は、実に、これら全ての条件が充たされていることを示している。ロベール以下の修道士達は、その反対が予想される管区司教、ラングル司教にはおそらく許可を求めず、ラングルとシャロンの上級管区であるリヨンの大司教、当時フランスに於ける教皇の代理権者、教皇使節ユーグの許で許可を求め、その際モレームでは戒律が「不徹底かつ疎略」にしか遵守されていないと証言し、彼等は戒律を「より厳正かつ完全に」遵守したいと希望したのであったから。ユーグは当然モレーム出発を勧告し「他の場所」での修道生活の発足の意志を「使徒の権威により…永遠に確認した」のである。

モレームを出て「他の場所へ」移ることが教皇使節の判断によって承認されたことを告げるこの文書は、かくして必然的に、読む者にモレームの修道生活の破綻を印象づけたはずであり、EMはこの点でもそれを増幅した。

教会法的に適法な創立を強調するEPは、そのこと自体によって既に反モレームの体質を有していると言わねばならないのである。

(1) 前掲拙訳、一九一頁註(1) 参照

(2) J. OTHON DUCOURNAU, Les origines cisterciennes, Rev. Mabillon, 1952-1933 が始めて指摘し、シトー

題をヤブノーム、このことはナリトニー侯の随筆に於ける反響による伝統的な改革運動のトートを打破したと云ふ、
殊に、トニー侯研究の画題をなす也。(Cf. FLICHER, *Histoire de l'Église*, VIII, p. 49.)

(3) JL 5596(a) 1095, Clermont), PFLUGK-HARTTUNG, *Acta pontificum Romanorum inedita*, I, n° 64, p. 62.

(4) J. LAURENT, *Diocèse de Langres, Abbayes... et Priemés de l'ancienne France*, tXII, 3^e part. Paris, 1941, pp. 431-439.

(5) *Abbatiae Alpensis Creatio*, reproduite dans *Les plus anciens textes de Clévaux*, pp. 129-130, (d'après *Cartulaires de Molesme*, éd. par J. LAURENT) . (Ipsius loci (*scil. Alpensi*) fratres...sancti patris nostri Benedicti preceptis arcus inherentes...petierunt.)

(6) Diffinitum est hoc a domino Roberto Molisemensium abbate primo in presentia subscriptorum, domni scil. Widonis in eodem loco primitus in abbatem constituti, Alberici Molisemensis prioris, Ade monachi, Walterii monachi, Liescelini mon., Sterhani quoque mon., per cuius manum scriptum est.》 *ibid.*, p. 130.

(7) J. MARLLER, *Chartes et documents concernant l'abbaye de Clévaux*, Roma, 1961, n° 23, pp. 50-51.

(8) *ibid.*, n°23-1, (Notum sit...quod Rainardus behrensis vicecomes et uxor ejus...et eorum filii...pro suorum peccatorum remissione...anteecessorumque suorum...contulerunt de predio suo quod antiquitus Cistercium vocabatur, quantumcumque que...ad monasterium et monasterii officinas construendas ad arandam quoque, immo ad omnem usum necessaria num fuerit.)

(9) *ibid.*, n° 23-II, (Et quia ejusdem loci aecclesiam quam illuc usque tenerat, que divini tantum juris est, abbas et reliqui fratres de manu ipsius, quia laicus est, susceperie minime duxerunt dignum, dimisit eam atque ab omnimoda ejus ulterius possessione renuntians...dereliquit.)

(10) *ibid.*, n° 23-III, (De residuo...ipsius terre quod ipsi Rainaldo tunc placuit retinere, fecit Odo Dux Burgundie ad illius concessionem et libitum talem cum eo commutationem et pactum... ut...)

(11) *ibid.* (Retinuit tamen idem Rainardus duos servos ejusdem alodii...et ancillam...de terra quoque ipsa quantum eis in proprios usus ad colendum sufficiat. Illam...terram tantummodo excellent quam ipse dux ac...Rainardus...dominus abbas ipsis dividit et assignabunt, in parte scilicet remota a monachorum cultura.) (Cf. 築師全集 | 111 四一四川中の題にノトニーの皇子神に及べトトニーに譲り給ふ也)

(12) *ibid.*, n° 23-IV, (Ipse vero dux tam in nemore prefato cenobio conjuncto quam in omni circumquaque dominicata sua us arium plenissimum eidem...attribuat...)

(13) Cf. L. CHAMPIER, *Clévaux, ultime étape dans l'aménagement agraire de l'Occident, Mélanges St Bernard*, Dijon,

- (22) 《Si quis monachus pro lucro animae vel animarum a suo monasterio exire et in aliud proposuerit intrare consentientibus episcopo, abbate et fratribus, consentinus et concordamus...》Mansi, 17A-18A, col.146.
- (23) 《Et quia... iam pene concta monasteria a suo proposito praevaricantur, concedimus ut si quis monachus ex quolibet monasterio ad vestram conversionem solo dumtaxat meliorandae vitae studio transmigare voluerit, cui videlicet sibus abbas regularem sumptionem ad depellendam proprietatem habendi ministrare neglexerit, suscipere iobis liceat...》Jl. 3584, P.L., 132, col. 1057. 参考 確證 Jl. 4065 (a° 1024) ; Jl. 4513 (a° 1063) ; Jl. 5372 (a° 1088) ; Jl. 5676 (a° 1097)° 本ノキールノリニ対テ同様な特權トシテ Cf. J. WOLLASCH, Königturn, Adel und Klöster im Berry während des 10 Jhr., *Neue Forschungen über Cluny und die Cluniacenser*, 1959, pp.88-116.
- (24) *Decretum Gratiani*, II, 18, 2, 10. (FRIEDBERG, I, col. 832).

III

如上の両 Exordium の相異は、各々の成立事情の違いに由来すると考えられるのではなからうか。以下両史料の成立年代、成立動機をうかがう手がかりを検討し、筆者なりの解釈をまとめたい。

1 両 Exordium は成立年を明記していない。従って本文が語っている最後の事件が成就した年を成立の上限とするという一般法則に従いつつ、VAN DAMME がEPに与えた年代は、上限を一一二二年、聖ベルナル加入の年に、そして当然記載さるべき一一一九年十二月のカリクストウス二世の文書への言及を欠くが故に下限をこの年におく⁽¹⁾。彼は第18章を考察の対象から外している。EPの32の手写本の内12は第18章を欠いており、それ故に彼はこの章が成立当初にはなかったと判断したからである。しかしこの章を有する写本は20を数えるのであり、しかも写本成立年が最も古い4写本はいづれも第18章を持っているから⁽²⁾、これが本来なかったとする見解は説得的ではない。むしろこの章は前章と内容的に密接な継続性を有しているときさへ言い得る。ここでは1プラス12という象徴的な数が強調され、第15章末尾の新規修道院開設の際の要員規定(修道院長プラス12名の修道士)と同様、EP全篇を流れる「聖ベネデ

イクトウスに倣う」という主題が、娘修道院建設という次元で最終的に提示されていると認められるからである。³⁾事実これが当時の思考連鎖に忠実な読み方であることはEM第一巻29章が示すところである。コンラートはここでEP第18章を写し、コメントを加えて言う。「聖ベネディクトウスの生涯と戒律とに：競い合おうと熱望してやまなかった彼等は、この喜ばしい盛況についても、彼の模倣者であり、かの人が父(たる修道院長)達を定めつつ12の修道院を建設した如く：この人々も修道生活の革新に当って12の修道院を建てたのであり、恰もキリストの12使徒の如く聖霊の恩寵に酔いつつ、普き世界に救済の盃を差出したのであった。⁴⁾かくして第18章を排除しないとするとシトーとその12の娘修道院が存在し始めた一二〇〇年三月を遡り得る成立年代の上限とみなしてよいように思われる。⁵⁾

2 しかしこの場合、下限を13番目の娘修道院が創立された同年十月に求めねばならないとは思えない。この数が修道院数の増加に伴って変化しうる数ではないからである。ECは「天来の訪れ」から十二年目に20の娘修道院が存在したと敢えて書くことよって、聖ベネディクトウスの故事に倣ったと続ける際に矛盾を生じ、歯切れの悪い叙述を残さざるを得なかった。ECは更に20人の修道院長によってカルタ・カリターティスが承認され且つ教皇に認可されたと語っている。「EFFECTIVEはこれを誤記と断じ、12と読むよう提案した。⁶⁾しかし一一一九年末教皇認可の時点では娘修道院数は11であり、事前に修道院長全員の承認を受けたとすれば、その機会は修道会総会の場以外には考えられず、これが例年九月に開かれる慣習であった⁷⁾ことを想起するならば、この時点での総数は9でしかない。従って20を12と「訂正」する必然性はない。ECの記述は一応このまま受とるとして、20の娘修道院が存在し始めたのは、一一三三年一月末であり、この数を超えるのは翌年三月である。⁸⁾

3 EPにおいて、修道院名は極めて規則的な現われ方をみせている。即ち収録された文書類が Novum Monasterium をとるのに対し、序を含む叙述部分と各章の標題とは常に Cistercium を用いている。この事情は、CCプリアールにおいても同様で、シトーの名は、序と各章標題にしか見られない。この二つの名称について論じた MAILLER に

よれば、Novum Monasteriumとはモレームに較べて「新しい」修道院の意であり、シトーが単独の修道院であり、その母胎モレームを意識していた期間の名称である。しかし四首位娘修道院の揃った一一一五年以後は最早モレームとの対比の意義が薄れ、以後独立のしかも成長しつつある修道会の頭として地名シトーを修道院名として採るに至るのであって、名称変化の完成期が一一一九年であるとす⁽⁹⁾。名称の最終的転換が一一一九年に起ったことはほぼ疑い得ない⁽¹⁰⁾としても、彼の所謂名称移行期一一一五—一九年の間の文書に於ける用例を検討してみるならば、この名称混在現象は、むしろ地名をもとにして外部から呼ばれる通称と、正式名として修道院が自称する名称との混在と考えられる⁽¹¹⁾。事実カリクストゥス文書を含めて以後規則的に現われる正式名 Ecclesia, Coenobium, Monasterium (Sanctae Mariae) Cisterciensis の表現に限ればこの文書以前の用例は僅かに二例しかない⁽¹²⁾。Novum Monasterium は一一一九年の教皇文書を転期として自称を変えたとみる方が、より適切ではなからうか。とすれば「当修道院の創立者たる我々シトー修道士は」という自称が始まるEPと、CCプリオールは一一一九年以前には位置させ難いと言わねばなるまい。

4 次に検討さるべきは、EPが、カリクストゥス二世の認可を受ける為に提出されたCCプリマ(想定上のCC原テキスト)の導入部として、シトーを紹介する役割を担い、同時に確認を受ける文書の集成であったとする一般的了解の当否である⁽¹³⁾。現在伝わっているEPとCCプリオールの写本構成はこの了解を支持するが、CCプリオールはCCプリマそのものではありえない⁽¹⁴⁾。CCプリマを確認した教皇文書の発給者カリクストゥス二世は、クリュニーに滞在中死去したゲラシウス二世を継いで、一一一九年二月同地で選出された。しかし前代以来の対立教皇の存在の故にローマに入ることを得ず、支持を要請してフランス各地を歴訪していたが、本文書はその間の十二月二十三日、北仏からサンス・オーセル・オートン經由でクリュニーに向う途中、ソーリウで発行されている⁽¹⁵⁾。発給の要請は、近郊にポンティニイ修道院があるオーセルか、或は上記の旅程中最もシトーに近くなるソーリウでなされたのであろうが、

いづれにせよ発給申請を動機づけたのは、教皇が至近距離に居るといふ事実と、この教皇がシトーを熟知し、且つボンヌヴォー創立に当ってCCを知っており、しかも自らそれを承認した前ヴィエヌヌ大司教ギーその人であったといふ事情とであつたに違いない。⁽¹⁶⁾シトーはこの教皇に対して「修道院とその生活内容とが如何に教会法に適つて」（EP序）いるかを説明し紹介する必要はなかつた。つきにこの文書で教皇が確認した対象は、「かのカピトゥラ」即ち修道会總會決定事項、およびCCに比定される「コンステイトゥティオ」の外、「具体的には、如何なる修道院長も規則に適つた推薦状なしに汝等の修道士を受容れざるべし」といふ一項及び助修士についての同様事項の繰返しとである。⁽¹⁷⁾

後者は、一一〇〇年のパスカリス特権状（EP第14章3Bの部分）のユーク裁定書確認条項の再確認である。實際EP所収の諸文書のうち、教皇が確認するに足ると思われ、且つ確認され得る対象があるとすれば、パスカリス特権状が唯一それである。シトーに宛てられたオリジナル文書としてシトー修道院が有していたのはこれのみであつたからである。他のコピーは全て法的に真正である条件を欠いており、それ故に説明用と考へるにしても法的立証能力を有さない。エチエンヌ修道院長がカリクストゥス二世の許に携えていったものとして確実なものは、CC及びカピトゥラとパスカリス特権状のオリジナルである。真正のコピーであることを添書された諸文書の第一次コピーが持参された可能性はないとは言えない。しかし単なるコピーをちりばめたEPではおそらく決してなかつたのである。

5 以上吟味してきた諸要素を充たし得ると思われる解釈は、カリクストゥス二世の確認後、その時点で存在した全文書を用いて、現存する写本形態での編集が着手され、シトー修道院慣習律及び修道会總會決定事項集成とセットになつて、一一二三年と一一二四年の間に二十人の修道院長の承認を受けたのだとする解釈である。創立からとき起し創立以来の関係文書を並べ、最後にシトー修道院の盛況と娘修道院群の出現を語るEP、続いてそれら修道院相互の関係を律する立法の成立を語るCCプリオールの序、次いで章別に整理されたCCプリオール本文、最後にこれを確認した教皇文書を加えるという構成自体、まさにその冒頭にたつEP序文が告げる如く「修道院とその（修道）生

活内容が如何に教会法に適って、如何なる權威（『文書』）に依拠して「創まったかを雄弁に物語るものであると言わねばならない。このようにみてくるならばEPは「シト―の修道院自体を語る物語」ではない。これはシト―の、中世的意味におけるオルド―、即ちシト―修道生活慣習の成立物語でもある。そしてオルド―の近代的な意味におけるシト―修道会の成立史でもあるとつけ加えられるであろう。

そしてこの時期にはまさに、シト―がそのシト―的修道慣行とその起源とをカノニックに正当づける必要性が存在していた。既にふれたシト―・クリユニ―論争の開始はこの時期にあたる。一一二〇年代はその前後のシト―会の急激な発展に較べて修道院数ののびが軽い停滞をみせている。⁽¹⁹⁾これはクリユニ―を含む従来のオルド―を守る諸修道院のシト―に対する非難の衝撃を物語るものではなからうか。これに對して、モレームからの出発が定住義務違反の汚名に相当しないこと、シト―、シト―創立者達はモレームに戻ったロベールに對する服従誓約違反者ではなかったこと、そして何よりもシト―の修道生活の「奇矯な新しさ」⁽²⁰⁾を聖ベネディクトウスの戒律という典拠に權威をもって擁護すること、これらがシト―修道院とそのオルド―を正当化すべくEPが担った役割であった。そしてそのことは必然的にシト―が棄てたもの、就中ロベールとモレーム修道院に對する敵対を意味したのである。

6 ECは前項に述べたシト―慣習律大全とも言うべきものの冒頭部のレジユメである。その成立は一一三三―二四年以後であり、確実な下限はそれがプレモントレの立法に転写された一一三〇年である。⁽²¹⁾このレジユメの成立動機が、伝統的に言われている如く修練士教育用のテキスト作成であった可能性はたかい。叙述の教訓的トーンからこのことは首肯されよう。同時に、シト―のオルド―を採る可能性を有し、しかも尚それを熟知していない集団に宛てられているという意味で、修練士のみならず、シト―のオルド―へと転向する可能性のある既存の諸修道団体（所謂改革修道院・修道参事会・隠修士グループ等）に向けた教宣文書でもあり得た。プレモントレ及びアルエーズの両修道参事会への影響は既に論じられているが、⁽²²⁾ここではECの教宣文書としての役割を示していると思われるファウン

ティンズ修道院併合のケースを紹介しておきたい。この修道院は、ヨークシャーの聖メアリズ修道院の副院長に率られた一群の修道士がその修道院長と生活慣習をめぐって対立し、ヨーク大司教の後押しを得て聖メアリズを出で、一三三三年クリスマスに創立された。ファウンティンズの創立者達が希求していたのはシトー流の修道慣習であり、彼等はその旨を聖ベルナルに書き送った。⁽²³⁾ 聖ベルナルはクレルヴォーの修道士ジョフロワを急拠派遣したが、その際とりあえず認めた短い返信の末尾に言う。「昼の〔短かさという〕意地の悪さと、急いでいる使者にせきたてられているのを嘆き乍ら、私はあふれる愛情をかよいペンに託し、また広大な愛を短い小文書によって伝えざるを得ません。もしなにか欠けているものがあれば、ガウフリドウス兄弟が口頭で補ってくれるはずです。」⁽²⁴⁾ 聖ベルナルはまさにECとそれに続くCCのレジユメをジョフロワに託してファウンティンズに送ったと解される。ファウンティンズの正式加盟は一三五年十月に行なわれた。

ファウンティンズの例は、慣習の採用が即修道会組織への加盟を意味するわけではないことをも示している。事実シトー会の諸立法を採用しつつ、シトー会外に留まったフォンドゥース修道院、シャレー修道院群の例もある。⁽²⁵⁾ この視点からECの手写本の出目をみれば、クレルヴォー修道院とクレルヴォー系修道院で合計10を占める外、シトー会に所属したことの無い修道院に由来する写本が6本ある。⁽²⁶⁾ これはEPの写本出自の分布にはみられない顕著な特徴である。EC写本が由来したクレルヴォー系修道院の内ファウンティンズとモルトメルとは併合例であり、娘修道院数の増加が既存修道院の併合に負う度合が最も多い母修道院はクレルヴォーであったことを考えあわせるならば、ECはクレルヴォーで作成されて伝播された可能性も充分ある。⁽²⁸⁾ ECのあたりさわりのない教訓的叙述は、シトー会の外に向けられた教宣用文書としての性格にもよるのではなからうか。更に、クレルヴォー修道院とモレーム修道院との人的交流、寄進者家系の重層を考れば、ロベール及びモレームに好意的なECを産み出した親モレーム的ミリュウの出発点と中心点とをクレルヴォー修道院に求めることも不可能ではあるまいと思われる。

- (1) BOUTON & VAN DAMME *Op. cit.*, Introduction, pp. 9-14, 18-19.
- (2) *ibid.*, pp. 23-37. 全半写本のリストと解説。
- (3) 前掲拙訳一九七頁末尾「十二名の修道士を、父たる修道院長を加えて」と訂正。同二〇一頁註(一)「シトラーの娘修道院リストから La Cour Dieu (1119) が落ちている。従ってシトラーを加えて十三修道院、Bellevaux を十三番目、Tiglyto を十四番目と記述せねばならぬ」。
- (4) «Iucundo namque satius spectaculo et in hoc beatissimi patris Benedicti imitatores exitere, qui, vitam et instituta ipsius, ... aemulari cupiebant, ut sicut ille statutus patribus duodecim monasteria construxit, ... sic et isti in renovatine ordinis secundum eandem regulam duodecim coenobia stauerent, quae in similitudinem duodecim apostolorum Christi Spiritus Sancti gratia debrata salutis poculum universo mundo propinarent.» *ed. GRIESSER*, p. 86. 勿論出典は *規律* に在るべし。シトラーと大教団の Dialogus, II, 3-5 に在る語彙「ネインクニヤス」のスコプロの体験である。P. L., 66, col. 140. Cf. C. BUTLER, *Le monachisme bénédictin*, p. 246.
- (5) 起算年を一一二二年がとられたゆゑである。重視されたゆゑに「天来の訪門」であり、その結果ランフェルテが創立された(一一二三年)事である。
- (6) LEFEVRE *de la religion des moines*。L. J. LEKAL, *Les moines blancs*, (traduction française), Paris, 1957, p. 312, n. 2.
- (7) J.-B. MAHN, *L'ordre cistercien et son gouvernement*, 2^e éd., Paris, 1951, p. 174.
- (8) 参観 *源流*、*創立年表* の「スコプロ」の L. JANAUSSCHEK, *Originum Cisterciensium tomus I*, Reimp., 1964. 註解を参観。
- (9) MARLIER, *Chartes*, pp. 24-26.
- (10) 一一一九年以後の Novum Monasterium の用例は一例のみで、それだけマリヤン・ブルイの創立文書であり、それ故に一一五年、一一八五年の創立の際の文書が奪取されたことが可能性が強い。MARLIER, *Chartes*, n° 45, p. 67 (a° 1126); n° 63, p. 78 (après a° 1137)°.
- (11) MARLIER, *Chartes*, n° 62^{bis}, p. 204, «... ad Novum Monasterium quod usitato vocabulo Cistercium nuncupatur,» 及び n° 43, p. 66, «Novum Monasterium, id est Cistercium» と «... domnum Stephanum Novi Monasterii abbatem. ...」の混在が根拠である。
- (12) 一一一九年カリクストマス文書以前の用例。聖名 (Cistercium, apud Cistercium, S. Mariae de Cistercio, de Cistercio) n° 23, 39-IX, 42, 58, 67. 参観 *源流* (Ecclesia Cisterciensis, Coenobium Cisterciensis) n° 38, 66. 形容詞 (Cisterciensis monachis) n° 39-IX, 56, 58, 61-62, 66. 一方 Novum Monasterium とスコプロの MARLIER の註解の「例」及び Affligem 参観 *源流* を参照し同文を採った「ノ」を奪取された再考の余地があると思われる。 Cf. H. GRUNDMANN, *Adelbekehrungen in Hochmittelalter, Conversi und Nutriti, Kloster, Adel und Kirche*,

- 1968, Freiburg, p. 337, Anm. 36.
- (13) 例えは' BOUTON & VAN DAMME, *op. cit.*, pp. 5-6.
- (14) 本稿 III-3。
- (15) 一一一九—二〇年の教皇文書の発行日と発行地を見よ。JAFFE, *Regesta Pontificum Romanorum*, I, pp. 781-795.
- (16) 一一三二年のケンテニウス二世' 一一五二年のユダヤニクス二世' 一一七五年のマンネクス三世の特権状のそれぞれ、フランス内で発行されたものらの教皇シスターの関連を密接に考察せよ。JL. 7537, 7544, 9600, 18465. ケーハンヌ大司教ギエールの承認によるマリエル, n° 65, p. 79. 又本稿 I 註 (9) を参照。
- (17) JL. 6795, Edd. BOUTON & VAN DAMME, *op. cit.*, pp. 104-105; MARLIER, *Chartes*, n° 69, pp. 81-82, LERFVRE, *La bulle Apostolicae sedis pour Cîteaux avait-elle une souscription longue? Rev. Bénédictine*, 74(1964), pp. 142-143. 本文《Nos ergo... capitula illa et constitutionem auctoritate apostolica confirmamus... illud nominatum omnimodis prohibentes ne abbatum aliquis monachos vestros sine regulari commendatione suscipiat.》のことは既に述べた。ケニクス三世の確證文書の中で《ipse decretum》(in charta vestra quae appellatur charitatis) (JL. 9600, MANSI, *Concilia*, XXI, pp. 669-70) の語句は同じ語彙の内の語が繰返されるのを示す。本文書の《constitutio》による語句は、この語句の再使用を示す。この語句の含意が表明されるのは、decretum 及び charta charitatis の語句の再使用である。ケニクス三世の Incipit 以下の語句は、BOUTON & VAN DAMME, *op. cit.*, p. 89. 《ipse decretum》《Hoc decretum cartam caritatis vocari censebant》。
- (18) BOUTON & VAN DAMME, *op. cit.*, p. 55.
- (19) 一一一八年迄は、以下増加数をもたせ、1119 : 5, 1120 : 3, 1121 : 3, 1122 : 0, 1123 : 2, 1124 : 5, 1125 : 0, 1126 : 1, 1127 : 1, 1128 : 3, 一一一九年以後、一一四六年迄年平均口の増加。一一四七年以後、シスターの修道院の増加の数は増加しなくなる。
- (20) 《novitas singularitatis》, ORDERICUS, *op. cit.*, p. 445. 挿入の語句 sine auctoritate を同書に於ける。
- (21) J.-B. MAHN, *op. cit.*, p. 62-63, note.
- (22) 通譯註文の *Constitutiones canonicorum ordinis Arroasienis*, ed. L. MILLS, Turnhout, 1970, pp. XVIII sqq. ; *Fundatio monasterii Arroasienis*, 7, MGSS., XV, 1121.
- (23) 3-4 D. KNOWLES, *The Monastic Order in England*, Cambridge, 1963, pp. 231-237.
- (24) Ep. 96, P. L., 182, col. 229, 《Dolens doleo quod urgente diei malitia, et nuntio festinante, plenum affectum exili cogor designare stilo, et brevi chartula latam comprehendere charitatem. Si quid deest, frater Gaufridus viva voce supplebit.》

(25) フォンデュワース『Frères... qui... ab incarnatione D. MCXVII, ... et secundum regulam B. Benedicti et instituta Cisterciensis Coenobii vivere deliberantes...』*De origine monasterii Fontis-Dulcis*, H. F., XIV, 524. ハヤナー修道家集 冊 B. BILGNY, *L'Eglise et les religieux dans le royaume de Bourgogne aux XI^e et XII^e siècles*, Grenoble, 1960, pp. 395-440.

(26) 手写本数 27『シトナー系 4』キリヤン系 4『自由不明』5『シトナー系 11 (Clairvaux : 5, Himmerod : 2, Vauchaire, Fontains, Mortemer)』 Cf. BOUTON & VAN DAMME, *op. cit.*, pp. 23-37.

(27) シトナー系の併合については *Historia coenobii Mortui Maris*, H. F., XIV, pp. 509-510 を見よ。

(28) J. LECLEERCQ は前掲論文 EOC の聖ヘルナルル作者説を文体の面へ検討している。結論は微妙であり、完全な否定もしていないが、聖ヘルナルルの文佐と発想法に心酔した、しかも法的センスを持った作者が想定されているようである。

(29) キリヤン系 4『シトナー系 4』*Mélanges Saint Bernard*, Dijon, 1953, pp. 9-18 ; R. FOSSIER, *La fondation de Clairvaux, et la famille de Saint Bernard*, *loc. cit.*, pp. 19-27 ; J. DE LA CROIX BOUTON, *L'établissement des moniales cisterciennes, Mémoires de la société pour l'hist. du droit... bourguignon*, fasc. 15, 1953, pp. 83-113. を参照。

補註 シトナー修道院創立史 (Exordium Cistercii) の邦訳

I シトナー修道士等のモレームからの出発について。

ラングルの司教区に、名声高く信仰において卓越したモレームという名の修道院があることは人も知るとおりである。この修道院はその創立以来短期間の内に、神の仁慈により、神の恩寵の賜物によって名を揚げ、秀れた人物達をもって高貴となり、徳において顕著であるに劣らず、所領においても豊かになった。しかし乍ら所有物と徳との結びつきは永続しないのが常であるから、その聖なる共同体のうち、非常に賢明でより深い知性を備えた何人かの人々は、地上の雑事に捲き込まれるよりも天上的な学問に専心する方を選んだ。かくしてまもなく徳を愛する者達は実り多き清貧について考え始めた。同時に彼等は、当修道院では生活が聖らかに又真摯に行われているとはいえ、彼等が誓願をたてた戒律自体は、彼等の願望と意図ほどには実践されていないことに気付いた。彼等は各自を動揺させたことを互いに語りあい、かの章句「我が唇の述べし誓いを汝に果さん」(詩篇六六

番・14)を如何にして成就すべきかを論じあつた。如何にこれ以上でありえようか？二十一人の修道士は、同修道院の父即ち故ロベルトゥスと一緒に出発し、彼等がひとつの心に懐いたことを相互の助言と相互の同意とによつて達成しようとする力を尽した。それ故多くの労苦とはなほだしい困難——これらはキリストに於いて生きようとする者全てが必ず負うものであるが——の後、彼等はずいぶん望みを達してシトーに立ち至つた。即ちそこは、当時恐ろしい広漠たる避地であつた。（申命記三二章・10）

II シトー修道院の創立について。

かくして主の御托身から一千九拾八年目に、リヨン教会の大司教にして当時の使徒の座の使節ブーゴー猊下、信仰篤き人シャロン司教ガルテリウス、更には英明なるブルグーニュ侯オド公の助言に支持され且つ權威（Ⅱ文書）に強められ、見出した荒野を修道院に（すべく）、前述のロベルトゥス修道院長が彼の管区司教即ちシャロン（司教）から、修道士の管理（権）と司牧の杖を受け、彼の下にある他の者達がこの修道院で定任を確認した上で、建設を始めたのであつた。しかしその後まもなく同修道院長のロベルトゥスは、モレームの修道士達が彼を要求したので、ウルバヌス二世教皇の命令によつて、シャロン司教ガルテリウスの許可と同意を得て、モレームへと戻されるに至つた。そこで信仰篤き聖なる人、アルベリクスが彼の地位を襲つた。（この時）両修道院双方はいづれも、双方の修道士を、規則に適つた推薦状なしに、住む為に受容れてはならないという点が確約され、教皇の權威（Ⅱ文書）によつて確認された。かくして新しい修道院は新しい父の配慮と勢意によつて、短期間の内に、少なからざる神の御加護を得て聖なる修道生活の面で前進し、名声を揚げ、必要な財産は増加した。しかし神の人アルベリクスは、この地で九年間を通じて虚しからず追求し続けた天上への召命という報償を十年目にかちえた。彼をイングランド出身の、信仰と清貧と戒律の規律の最も熱心な愛好者にして最も誠実な競い手、ステファヌス様が継がれた。この頃には（聖書に）書かれてある「主の眼は義しき者達の上に、その耳は彼等の方へ」（詩篇三四番・15）が真実であることが明らかとなつた。というのはこの微々たる群は、それが微々たるものであるということだけを嘆き悲しんでいたのであつて、これらキリストの貧者達はその清貧の相続人を遺すことが出来ないというまさにそのことだけをおそれ、殆んど絶望せんばかりであつたのだ。近隣の人々は

彼等の聖なる生活を尊びつつもしかしその峻厳さにおそれをなし、その為敬神の念をもって近づいて来る人々も彼等を做ぶには至らず、しりごみしてしまふという事情であつた。小を大に、少数を多数にすることを易々となし給う神は、多くの人々の、彼等に做びたいという希望はもとより心を励まし給うたので、かくして修練者の試練の舎に、俗界にあつては貴族であり且つ権勢のあつた聖職者や俗人達が、三十人ひとしく共に住むということになつた。この突然のしかも喜ばしい天来の訪れ以来、一人も産まなかつた石女は、至当にも遂に歡びを味わい始め、今や多くの荒野の子等が生まれたのである（イザヤ五十四章・1、ガラテヤ書四章・27）。しかも神は彼女の為に日に日に子孫を殖やし、歡びを大きくし続け給い（イザヤ九章・3）、遂にはこの幸福な母は約十二年の内に、彼女自身の息子達とその息子達の子供達とが、諸修道院の父達だけでも二十人が、オリヴの若木のようにその食卓を囲む（詩篇一二八番・3）のをみるに至つたのである。これはその掟が採られている聖師父ベネディクトゥスの手本に做えば、何等不適當ではないと判断されたからである。一方、若木が新しい枝々へと枝分れし始めた（詩篇一四四番・12）当初から、ステファヌス院長様は、常にめざめた周到さをもつて、驚くべき配慮にみちた文書を用意された。それは丁度（葡萄樹の）剪定鋏のように、時として伸びすぎて相互の平和の果実のみを妨げる可能性もある（親木から）離れるひこばえを、子め切つてしまふ為のものである。この文書が愛の憲章と呼ばれることを（同院長が）望まれたのは、その全文がただ愛から出たことのみを香氣を放ち、その文の運びの何処にも、あなたの方の誰もが相互に愛しあうべきことの外には何事も負うべきではない（ロマ書一三章・8）ということ以外なものも見出されないものであるからいかに適切なことである。同院長によつて編まれ、前記の二十人の修道院長達によつて確認され、更に教皇の印爾の權威（Ⅱ文書）によつて強化されたとおりのこの憲章は我々が語つたことを、もっとひろく記載しているが、我々はその主要な点のみをここに短く要約しよう。（以下SCC及びCAPは省略）。

Les commencement de Cîteaux et les sources.

— Quelques problèmes sur les origines de Cîteaux. - II —

KISHI Chizuko

Comme suite aux traductions japonaises de l'*Exordium Parvum*, publié ici (N° 101, 1973, pp.175-201), et de l'*Exordium Cistercii* (à la fin de cet article), nous avons essayé les dater, et en expliquer les motifs de rédaction. retournat

Bien que l'*E. C.* est un résumé de l'*E. P.*, la différence de leurs attitudes, envers l'abbaye de Molesme et son fondateur Saint Robert, entre l'*E. C.* favorable et l'*E. P.* hostile, nous semble essentielle. C'est parce que ces deux sortes d'estimation allaient d'ailleurs subsister chez les chroniqueurs durant tous le XII^e siècle. Après avoir constaté que l'hostilité chez l'*E. P.* vis-à-vis de Saint Robert et les Molesmois, ceux que l'ont Cîteaux abdiqués, nous sommes persuadés que les premiers cisterciens avaient besoin de se défendre contre les diffamations apportées sur leur départ de Molesme (instabilité), sur leur désobéissance envers l'abbé Robert qui retournat à Molesme après la fondation de Cîteaux, et sur leur observance monastique "singulierement nouvelle".

Or, acceptons-nous, sans aucun artifice, les textes et les indications chronologiques de deux *Exordii* : l'existence de douze abbayes-filles autour de l'abbaye-mère Cîteaux, chiffre sambolique et immuable de l'imitation de la vie de Saint Benoît à Subiaco, nous permet dater après mars 1120 l'*E. P.* qui le témoigne : l'existence de vingt abbés autour de l'abbé de Cîteaux selon l'*E. C.*, tombe entre les années 1123 et 1124. L'*E. P.* pourrait donc, croyons-nous, se situer entre 1120-1123/24, étant donné que "la querelle des observances entre les Clunisiens et les Cisterciens" sirgît à ce temps-là. Pour se justifier mieux contre les attaques des moines noirs, les cisterciens étaient obligés à accroître leur hostilité vis-à-vis des Molesmois dont l'observance était commune avec celle de Cluny.

Quant à l'*E. C.*, (y compris *Summa Cartae Caritatis* et *Capitula*) dont la date *ad quem* de sa rédaction soit 1130 où il est transcrit

partiellement dans les coutumes de l'Ordre de Prémontré, son texte, soustrait à ces soucis là, a été conçu comme le texte pédagogique pour les novices cisterciens, en même temps pour les établissements religieux qui aspiraient à avoir la manuel de la nouvelle observance cistercienne, dont certains allaient s'incorporer à cet Ordre. Le caractère sympathique de l'*E. C.* pour les Molesmois, pourrait être dériver des communications mutuelles et constantes entre les abbaye de Clairvaux et de Molesme, et de sentiments des seigneurs bienfaiteurs souvent identiques à ces deux abbayes.